

駐車監視員活動ガイドライン

平成18年4月27日策定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、
 放置車両の確認や、確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、
 法律上の資格が必ず必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収を
 したりすることはありません。）
 このガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。
 なお、この地域では、警察官による取締りも強化されます。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

重点路線

◎ 最重点路線

路線（区間）	重点時間帯
市道広瀬通1・2号線	終日
市道青葉通線	10時～18時
市道愛宕上杉通1・2号線	10時～18時
市道駅前通線	9時～18時

◎ 重点路線

路線（区間）	重点時間帯
国道4号及び国道45号	9時～19時
市道定禅寺通線	14時～夜間
市道南町通線及び市道西公園線	9時～18時
市道晩翠通線	13時～夜間
市道片平五橋通線	9時～18時
市道定禅寺通宮町線	9時～19時

重点地域

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯
国分町周辺	13時～20時
仙台駅前周辺	9時～19時

◎ 重点地域

地域	重点時間帯
管内全域（市内中心部）	10時～20時

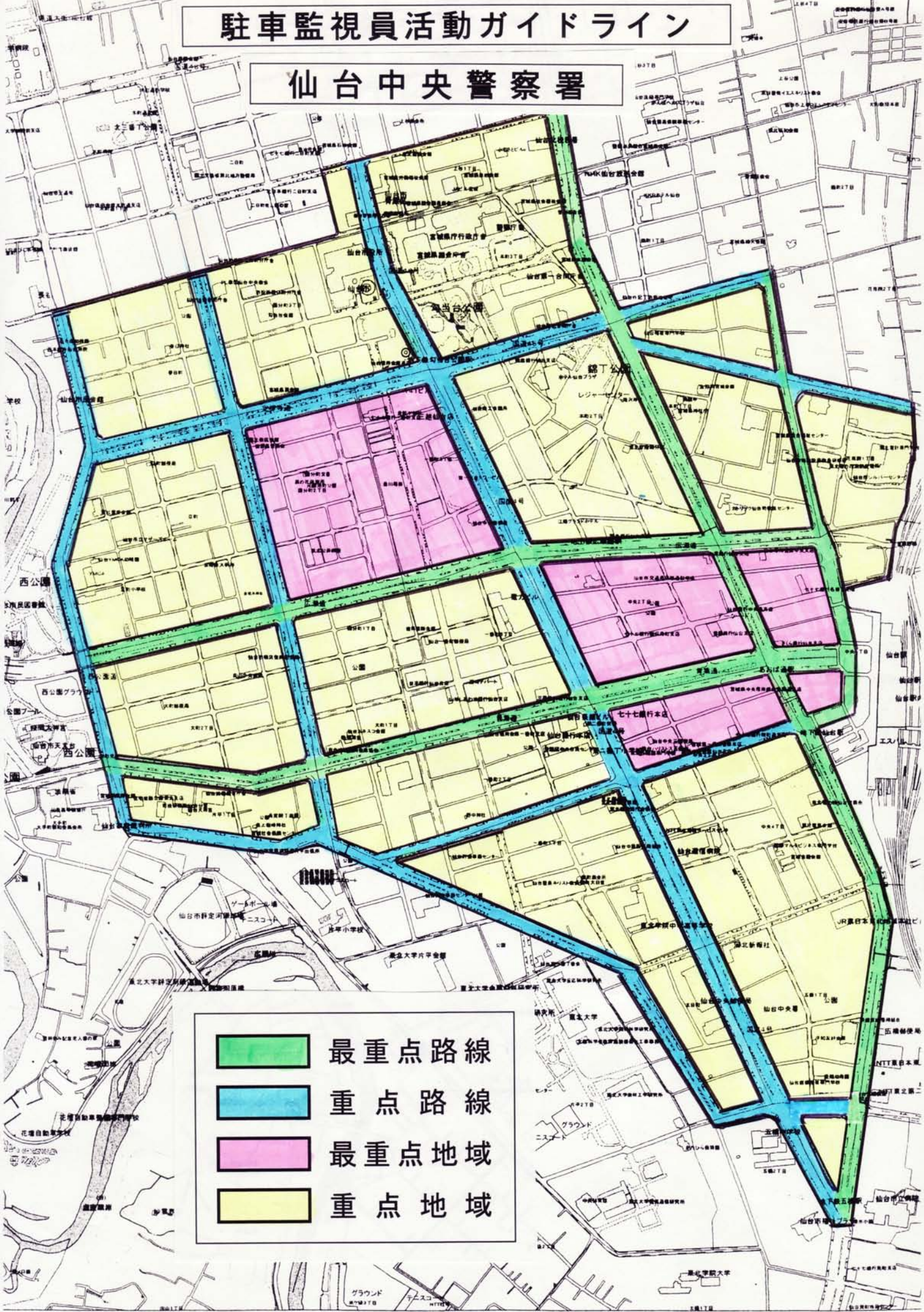
◎ 自動二輪・原付重点地域

地域	重点時間帯
仙台市自転車放置防止条例に基づく放置禁止区域	終日

宮城県仙台中央警察署

駐車監視員活動ガイドライン

仙台中央警察署



-  最重点路線
-  重点路線
-  最重点地域
-  重点地域